### 市民参加の方法 実施結果票

市民参加 の概要	旧文化資料館跡地活用に関する説明会		
実施年月日	①令和5年5月11日(木) ①令和5年5月14日(日)	実施回数	各日1回
対象者	旧文化資料館近隣住民	参加者実数	①12人 ②15人
担当課	教育推進部社会教育課博物館、教育総務部教育施設課施設整備担当 <b>、</b> 経営総務部資産経営課資産経営担当		

# I 述べられた意見、又は提出された提案等の概要

- (1)解体工事について
- ①工事車両のルートはなぜ福祉会館の時と変えたのか
- ②恵泉幼稚園前の道路は時間通行不可となるが問題ないか
- ③恵泉幼稚園と高砂通りの交差点で工事車両は支障なく曲がれるのか
- ④アスベスト除去工事は近隣に対して問題なく出来るのか
- ⑤文化資料館の交差点が危ないので幼稚園児や散歩する通行人に対して安全に解体工事を 行ってほしい
- ⑥福祉会館の解体工事業者は、説明もしっかりとし、かなり親切であった。同じ業者に依頼はできないのか
- (2)緑の保全について
- ①樹木は全て伐採するのか
- ②松は残さないのか。
- (3) 跡地売却条件について
- ①戸建て開発の事業者に限定出来ないのか
- ②恵泉幼稚園が入札に参加できるようにして欲しい
- ③ゴミ置き場はどうなるのか
- ④福祉会館跡地の開発行為の際に、工事業者が時間を守っていなかったが、売却条件にできないのか
- ⑤売却条件に戸建てや介護施設等の条件を附す予定はないのか
- (4) 文化資料館について
- ①歌の碑はどうするのか

#### Ⅱ Ⅰに対する市長等の考え方

### (1)解体工事について

- ①福祉会館の際は、文化資料館があり見通しが悪かったため、鉄砲通りから南下するルートにしていました。今回の文化資料館解体では、南側からのルートの方が見通しが良く、通学路を走る区間が短く、交通誘導員を2名配置することで妥当なルートであると考えています。
- ②道路の通行については、通行規制を含め法令に基づき進めていきます。
- ③解体工事の事業者が決定次第、確認いたします。
- ④外部に飛散しないようビニールシート等で養生をし、薬剤を塗布したうえで除去するなど、法令に基づき工事を進めます。
- ⑤出入口に交通誘導員を配置して、車両通行の際は徐行を行うなど安全を確保します。
- ⑥競争入札を原則とするため、特定の解体事業者を選定することはできません。事業者が 決定した際には、適切に指導していきます。
- (2)緑の保全について
- ①貴重な樹種については、解体工事前に移植を行う予定です。そのほかは、伐採する予定です。
- ②今回も福祉会館同様に共同住宅や戸建て住宅を想定している。戸建てとなった場合管理も出来ないことから伐採を予定しています。

(3)	跡地売却条件についる	7
(3)	別児の対象作に フロ	(

- ①福祉会館跡地売却説明の時に近隣住民からは戸建てもマンション等も許容する要望をいただき条件整理をしました。今回も同様の条件を想定しています。ただし敷地面積が半減していることから最低敷地面積は検討します。
- ②一般競争入札で行う予定のため、参加は可能です。
- ③購入事業者が開発やまちづくり条例に基づき対応することとなります。
- ④売却の条件として付けるのは難しい内容です。
- ⑤福祉会館跡地売却の説明会の時に、近隣住民の皆様からは戸建てもマンション等も許容する要望があったため、結果として条件を付けることが出来ませんでした。今回についても同様の条件を想定しています。

# (4) 文化資料館について

①博物館へ移設します

Ⅲ Ⅰに関する主な意見の進捗状況				
意見	対応			
_	_			
この   ル   は   記   す   で   の   の   の   の   の   の   の   の   の				
その他特記事項				

注)必要に応じて枠を拡げて入力してください。